

広島県後期高齢者医療広域連合業務に係る労働者派遣業務
(単価契約) 対する質問及び回答について

(問 1) 現状の運営に関する質問となりますが、今回の仕様書同様3名の派遣人員で対応をされているのでしょうか？

(答 1) 現在は、3名の派遣職員で対応しており、仕様書の「5 業務内容」のうち、
(1) 高額療養費の支給に関する業務 (2) 葬祭費の支給に関する業務 (3) 療養費の支給に関する業務 (4) 相続手続きに関する業務 (9) 市町から送達された申請書の受付業務について、主に担っていただいている。
(5) 過誤調整に関する業務 (6) 返納金・返還金に関する業務 (7) 第三者求償事務に関する業務 (8) 保健事業に関する業務は、今回の仕様書から追加をした項目です。

(問 2) そうであれば、3名のみで運営する場合、体調不良等で急な休みの対応はどのようにされているのでしょうか？

(答 2) 体調不良等により急な休みをとる場合は、広島県後期高齢者医療広域連合事務局業務課の職員が対応します。
ただし、長期にわたり勤務ができない場合は、仕様書の「11 派遣元事業者」の「(2) 交替要員の確保」のとおり、派遣元事業者は代替の派遣労働者を派遣する必要があります。

(問 3) 1日の稼働時間を例えば午前・午後等、2名で分けて行う事は可能でしょうか？

(答 3) 1日の稼働時間を2名で分けて行うことは想定していません。

(問 4) 仕様書に記載されている業務すべてを派遣一人一人に習得させるのは、膨大な時間がかかるかと思います。分業制等での対応は無いのでしょうか？
(一部兼業・制度、システム作業、被保険者対応など)

(答 4) 仕様書に記載している業務は、派遣職員の方に従事してもらう可能性がある業務すべてを記載しています。
仕様書の項目ごとに分業する想定ですが、一部兼業するものもあります。

なお、いずれの業務もシステム作業や被保険者対応等を含むため、仕様書の「12 派遣労働者」の「(1) 要件」を満たす必要があります。

(問5) 業務範囲が後期高齢の給付に関する全般となる為、国保や後期高齢者医療保険制度に関わる業務を行った方以外の業務は難しいでしょうか？

(答5) 仕様書の「12 派遣労働者」の「(1) 要件 イ」に、「公官庁等で同様の勤務経験があること。なお、社会保険制度に関する基本的な知識・経験を持つ者であればより望ましい。」と記載しています。

国保や後期高齢者医療制度に関わる業務を行った方であればより望ましいです。